## ●香川県広域水道企業団告示第3号

令和5年度の香川県広域水道企業団水道事業会計及び工業用水道事業会計の予算について、次のと おり令和5年2月2日香川県広域水道企業団議会の議決を経た。

令和5年2月7日

香川県広域水道企業団企業長 池 田 豊 人

## 令和5年度香川県広域水道企業団水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度香川県広域水道企業団水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数 491,980戸

(2) 年間総給水量 123, 284, 779 m<sup>3</sup>

(3) 1日平均給水量 336,844㎡

(4) 主な建設改良事業 広域水道施設整備事業 2,942,913千円

経年施設更新整備事業 8,907,169千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 水道事業収益 23,663,991千円

第1項 営業収益 21,521,740千円

第 2 項 営業外収益 2,142,046千円

第3項 特別利益 205千円

支 出

第1款 水道事業費用 22,828,186千円

第1項 営業費用 21,646,632千円

第2項 営業外費用		1, 120, 322千円		
第3項 特別損失		11,232千円		
第4項 予備費		50,000千円		
(資本的収入及び支出)				
第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次	くのとおりと定める(資本的収)	入額が資本的支出額に対し不足する額11,237,284千円は、損益甚	J定留保	
資金等で補塡するものとする。)。				
	収	入		
第1款 水道事業資本的収入		7, 124, 768千円		
第1項 企業債		4,697,447千円		
第2項 出資金		431, 424千円		
第3項 補助金		1,314,970千円		
第4項 負担金		435,639千円		
第5項 加入金		2,288千円		
第6項 有価証券売却代金		200,000千円		
第7項 長期借入金		43,000千円		
	支	出		
第1款 水道事業資本的支出		18, 362, 052千円		
第1項 建設改良費	14,601,949千円			
第2項 企業債償還金		3,566,428千円		
第3項 他団体借入金償還金		4,859千円		
第4項 基金造成費		10千円		
第5項 補助金返還金		148,806千円		
第6項 予備費		40,000千円		

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限 度 額
水 道 料 金 シ ス テ ム 機 器 更 新 ・ 保 守 業 務 委 託	令和6年度 ~ 令和10年度	千円 445,000
水道料金システム機器借入	令 和 6 年 度 ~ 令 和 10 年 度	225, 000
建設工事管理等システム 保 守 業 務 委 託	令 和 6 年 度 ~ 令 和 9 年 度	32, 188
次期施設整備計画策定	令 和 6 年 度 ~ 令 和 7 年 度	55, 000
西 讃 地 区 広 域 監 視シ ス テ ム 設 置 工 事	令 和 6 年 度 ~ 令 和 7 年 度	500, 000
浄水場電気・機械設備維持修繕工事       (綾川・東部・中部・西部浄水場)	令 和 6 年 度	18, 800
浄水     系     上     工     水     管     路       維     持     修     繕     工     事       (綾川・東部・中部・西部浄水場)	令 和 6 年 度	47, 500
	令 和 6 年 度	500
広域送水管理センター 公用車リース1台	令 和 6 年 度 ~ 令 和 12 年 度	3, 000
中部浄水場中央監視制御設備修繕工事	令和6年度	140, 000

東部浄水場1系-2沈殿池機 械 設 備 更 新 工 事	令 和 6 年 度	280, 000
中 部 浄 水 場 2 系 一 2 沈 殿 池 機 械 設 備 更 新 工 事	令 和 6 年 度	125, 000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	4, 697, 447千円	普通貸借又は証券発行 財政状況その他の事由に より起債額の全部又は一部 を翌年度に繰り延べて借り 入れることができる。	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金で、利率見直 しを行った場合は、当該利率	償還期限は、据置期間を含め40年以内とし、その他は融資機関の融資条件による。ただし、企業団財政その他の都合により繰上償還し、又は低利借換えすることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
  - (1) 第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用及び第2項営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

- 第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流 用する場合は、議会の議決を経なければならない。
  - (1) 職員給与費 4,200,219千円
  - (2) 交際費 231千円

(構成団体からの補助金)

第9条 建設改良事業等に充てるため、構成団体からこの会計へ補助を受ける金額は、125,334千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、182,640千円と定める。

## 令和5年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数 42事業所

(2) 年間総給水量 20,190,000㎡

(3) 1日平均給水量 55,164m<sup>3</sup>

(4) 主な建設改良事業 経年施設更新整備事業 128,680千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 工業用水道事業収益 790,008千円

第1項 営業収益 755,118千円

第 2 項 営業外収益 34,890千円

支 出

第1款 工業用水道事業費用 706,019千円

第1項 営業費用 656,341千円

第2項 営業外費用 44,678千円

第 3 項 予備費 5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額299,180千円は、損益勘定留保資金等で補塡するものとする。)。

収入第1款 工業用水道事業資本的収入7,875千円第1項 補助金支財務 工業用水道事業資本的支出307,055千円第1項 建設改良費186,968千円

 第 2 項 企業債償還金
 59,453千円

 第 3 項 他団体借入金償還金
 59,634千円

第 4 項 予備費 1,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限 度 額
中部净水場中央監視制御設備更新工事	令 和 6 年 度	千円 19,460
浄水場電気・機械設備維持修繕工事 (綾川・東部・中部・西部浄水場)	令 和 6 年 度	4,000
浄水場上工水管路維持修繕工事 (綾川・東部・中部・西部浄水場)	令 和 6 年 度	12,000
広域送水管理センター公用車リース1台 (中部浄水場)	令和6年度 ~ 令和12年度	3,000

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、5億円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
  - (1) 第1款工業用水道事業費用のうち、第1項営業費用及び第2項営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

- 第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流 用する場合は、議会の議決を経なければならない。
  - (1) 職員給与費 112,666千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。